

ファミリー月間企画商品の食品添加物の考え方

日本生協連の基準を基に、安全性評価の如何に関わらず、使用しなくてもすむものは可能な限り使用しないという「総量規制」の考え方とします。

日本生協連の基本的な考え方

1. 個々の食品添加物は、1日許容摂取量をもとにして基準を決めています。
2. 安全性評価をベースに判断します。
3. 使用する場合は安全性、必要性、有用性を検討した結果、組合員、消費者にとって明らかに有益であると認められた場合とします。
4. 必要最低限の使用に抑えます。
5. 添加物の中身を仕様書等で正確に把握します。

食品添加物の使用に関して

区分		内容	使用基準	
管理添加物	不使用添加物	安全生評価の結果、毒性上の問題が具体的に指摘されており、商品添加物としての必要性が高いとは認められない食品添加物	取扱商品には使用しません	
	留意使用添加物	安全生評価の結果、毒性上の問題が指摘されたもの、又は毒性上未解決の問題がある添加物ではあるが、その必要性、有用性を検討した結果、それを使用することが組合員・消費者にとって安全上の負荷に勝って明らかに有益であると判断できる食品添加物	化学合成添加物	取扱商品には使用しません。
			既存添加物	より安全生の高い代替品がある場合には商品の使用を見直し、商品の切り替えを行います。ただし、現時点で代替ができない場合は使用目的を明らかにして、必要最小限の使用とします。

≫ 添加物リストはこちら